

平成30年3月 鞍手町農業委員会定例総会議事録

(第3回)

注：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消してあります。

第3回 鞍手町農業委員会総会議事録

平成30年3月9日

開催場所 議事堂

出席委員（ 11名） 相葉富雄・深草貞雄・栗田幸則・古野久和
筒井浩一・白石信幸・幸田 剛・松尾健一
岡松尚壽・遠藤幸男・小長光 隆

欠席委員（ 1名） 日高ゆかり

事務局職員（ 2名） 篠原哲哉事務局長・福井晃係長

会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、第2回鞍手町農業委員会を開催致します。本日の出席人員は11名で、会議は成立致します。本日の議事録署名委員は6番の白石信幸委員と7番の幸田剛委員の2名を指名致します。議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告を致します。

局 長 それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第 10号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第 11号	農用地利用集積計画（利用権設定）について	14件

局 長 以上が本日の議題であります。続きまして非農地証明願いが3件あります。農地第三分科会で現地調査実施後審査の結果承認することとしましたので報告いたします。内容につきましては本日総会資料の17ページから22ページの通りであります。その他としまして1件あります。続きまして、来月の日程ですが農地第三分科会を平成30年4月4日水曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を平成30年4月6日金曜日、午後4時45分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いたします。

会 長 では、議案に移ります。議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請につ

いて1件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局長 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。譲受人○氏、譲渡人○氏、申請土地、八尋○○番地、外○筆、登記、現況地目、田、合計面積○○㎡、譲受人の耕作面積○○㎡、申請理由は贈与であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上説明を終わります。

会長 本件においては、農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。上記の議案について3月8日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年3月9日、農地部会長 小長光 隆。

会長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

会長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

会長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議

はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり承認することに決しました。

会 長 続きまして、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について1件。譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏、申請土地、中山〇〇番地、登記地目、現況地目田及び畑、合計面積〇〇㎡、建築面積〇〇㎡、建ぺい率は28.9%、農地区分第3種農地、申請理由は自己住宅建設のための転用であります。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。農地区分の判断は、300m以内に町役場があるため、第3種農地となります。資力及び信用は資金計画書等の提出により審査し、適当であると判断、申請に係る用途に延滞なく供することの確実性も資金計画書、敷地利用計画図等の審査により、確実性があると判断、計画面積の妥当性に関しては、敷地利用計画図等の提出により面積は妥当だと判断。2月5日、会長、農地部会長、分科会長・農地部会委員・事務局職員により現地調査を行い、周辺への農地等への支障はないと判断、以上のことから、周囲の現状等も勘定した結果やむを得ないと判断されます。以上です。

会 長 本案においても農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請1件。上記の議案について3月8日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年3月9日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告通り承認することに決定しました。なお本案は同条の規定により県知事の許可事項となっていますので、進達致します。

会 長 続きまして、議案第11号となっておりますが議事参与の制限により栗田幸則委員には退席願います。

(栗田幸則委員 退席)

会 長 議案第11号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 14件を一括議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第11号 農用地利用集積計画（利用権設定）14件。再設定13件、利用権を設定する土地、新延〇〇番地、外〇筆、現況地目すべて田、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借、内容水稻、始期は平成30年3月20日及び平成30年3月21日存続期間はそれぞれ2年から10年、借賃は再1から再12の借賃は旧耕作料に準ずる、再13は12,000円であります。新規設定は1件。利用権を設定する土地、新北〇〇番地、外〇筆、現況地目田、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借設定、内容水稻、始期は平成30年3月20日、存続期間は6年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。以上14件の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長 本件においても、農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第11号 農用地利用集積計画（利用権設定）について14件。上記の議案について3月8日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年3月9日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等がございますか。

（「ありません」の声あり）

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

（「ありません」の声あり）

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり町長へ回答することに決しました。

会 長 次にその他に移ります。

会 長 ご意見等はありませんか？よろしいでしょうか。
ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会致します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員

白 石 信 幸

幸 田 剛